

質問項目：＜総務省＞

- 1) 情報提供ネットワークシステムの施行について。すでに政令で施行日は決定されているが、利用開始はどのように決定され周知されるか。また3月17日に情報連携の「運用延期」を発表されたが、地方自治体その他関係機関に「延期」について説明している文書があれば示されたい。

- 2) 特別徴収税額決定通知書への個人番号記載について。以下の質問に改めて明確な説明を求める。
 - (1) 文書回答で「(個人番号を)記載しないことは認められない」としているが、認められない法的根拠はなにか。「認められない」ということは、記載しないと法令違反ということか

 - (2) すでに扶養控除等申告書で個人番号を収集しているにも関わらず、なぜ二重に市町村から通知しなければならないのか。

 - (3) 郵送方法について、普通郵便での郵送を認めているが、そのためにマイナンバーが漏洩した場合の責任の所在。市区町村に責任があるとする場合、書留で送付するための補助金を自治体に出す考えはないか。

 - (4) 2016年11月25日の市町村税課からの通知で、安全管理措置が適切に講じられるよう送付先を事務取扱部署や担当者とするよう求めているが、事務取扱部署や担当者を把握していない場合はどのように送付するか。また自社で個人番号を扱わないよう収集管理を委託している場合、送付先はどこになるのか。

 - (5) 記載しない自治体に対して、総務省としてどういう対応をとるのか。

 - (6) 個人番号を通知する理由は、特別徴収義務者と市区町村との間で正確な個人番号が共有され公平・公正な課税や事務の効率化が期待されるためとしているが、具体的にどのように公平公正な課税や事務の効率化になるのか。